

# 平成30年度 介護保険料の決定通知書を 7月下旬に郵送します

介護保険第1号被保険者(65歳以上)の平成30年度の介護保険料について、決定通知書を7月下旬に、福岡県介護保険広域連合本部から郵送します。

平成30年度から所得段階及び保険料率が変わります。できる限り所得の状況に配慮したきめ細かな保険料とするため、所得段階を25の区分に分けています。保険料は、平成29年中の所得及び本人や世帯の市民税の課税状況によって該当する所得段階により決定されます。(次ページ参照)

## ◇納付のしかた

納付方法は、介護保険料を継続して年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4月、6月、8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額が、10月、12月、来年2月の各期に年金から天引き(本徴収)となります。また、納付書、口座振替で納めている人は、8月から来年3月まで納めていただきます。

なお、年間18万円以上(月額1万5千円以上)の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は年金天引きとなりませんが、65歳になった人、広

域連合外の市町村から転入した人などの場合は、半年〜1年後に年金天引きが開始となりますので、それまでは納付書や口座振替で納付してください。

※口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用ください。  
※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスを利用したとき自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。

介護保険制度は、皆さまから納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付について、ご理解とご協力をお願いします。

## ●問合せ

保健課介護・高齢者支援係  
TEL 7554960

# 介護保険料のコンビニ収納が始まります

平成30年度の介護保険料普通徴収の決定通知は、例年通り7月末にお届けしますが、今年から下記のコンビニエンスストアでも使用できるようになります。

これまでは平日の日中に指定の金融機関・役場窓口等でしかお支払いができませんでしたが、これからは夜間・休日にもコンビニエンスストアでお支払いができますのでご活用ください。

## ◇納付書の綴じ方が変わります

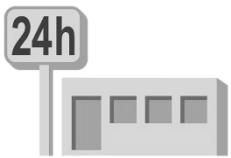
これまでは通知書と納付書はホッチキス止めされていましたが、コンビニで対応してもらうために綴じることができなくなります。バラバラになりますので紛失しないようご注意ください。

## ◇コンビニ収納ができない例

- ・納付期限を過ぎたもの
- ・コンビニ用のバーコードが消されているもの、あるいは汚れたりやぶれたりして読めないもの
- ・金額を手書きで訂正したもの

## ◇取扱いコンビニエンスストア

セブン・イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキペシカルパートナーショップ、ハマナスクラブ、セイコーマート、タイエー、ハセガワストア、MMK設置店、スリーエフ、くらしハウス、スリーエイト、ポプラ、生活彩家、セーブオン、コミュニティ・ストア



## ●問合せ

福岡県介護保険広域連合本部  
TEL 09256437055  
FAX 09256412432

# 平成30年度 介護保険料 年間保険料額

所得段階	対象者	算定方法	年間保険料額
第1段階	本人及び世帯員全員が市町村民税非課税	①生活保護の受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③公的年金等収入額と合計所得金額等（※1）の合計額が80万円以下の方	基準額×0.45 33,463円
第2段階		公的年金等収入額と合計所得金額等（※1）の合計額が	80万円を超え120万円以下の方 基準額×0.75 55,771円
第3段階			120万円を超える方 基準額×0.75 55,771円
第4段階	本人が市町村民税非課税だが世帯の中に市町村民税課税者がある	80万円以下の方	基準額×0.90 66,925円
第5段階		80万円を超える方	<b>基準額</b> <b>74,361円</b>
第6段階	本人が市町村民税課税	合計所得金額から特別控除額（※2）を引いた額が	120万円未満の方 基準額×1.20 89,233円
第7段階			120万円以上200万円未満の方 基準額×1.35 100,387円
第8段階			200万円以上300万円未満の方 基準額×1.60 118,978円
第9段階			300万円以上320万円未満の方 基準額×1.65 122,696円
第10段階			320万円以上340万円未満の方 基準額×1.70 126,414円
第11段階			340万円以上360万円未満の方 基準額×1.75 130,132円
第12段階			360万円以上380万円未満の方 基準額×1.80 133,850円
第13段階			380万円以上400万円未満の方 基準額×1.85 137,568円
第14段階			400万円以上420万円未満の方 基準額×1.90 141,286円
第15段階			420万円以上440万円未満の方 基準額×1.95 145,004円
第16段階			440万円以上460万円未満の方 基準額×2.00 148,722円
第17段階			460万円以上480万円未満の方 基準額×2.05 152,440円
第18段階			480万円以上500万円未満の方 基準額×2.10 156,158円
第19段階			500万円以上520万円未満の方 基準額×2.15 159,876円
第20段階			520万円以上540万円未満の方 基準額×2.20 163,594円
第21段階			540万円以上560万円未満の方 基準額×2.25 167,312円
第22段階			560万円以上580万円未満の方 基準額×2.30 171,030円
第23段階			580万円以上600万円未満の方 基準額×2.35 174,748円
第24段階			600万円以上800万円未満の方 基準額×2.40 178,466円
第25段階			800万円以上の方 基準額×2.50 185,903円

（※1）合計所得金額等とは・・・

「合計所得金額－特別控除額（※2）－年金所得額」です。この金額が0円以下の場合は0円とみなします。

（※2）特別控除額とは・・・

長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のことです。具体的には次の①～⑦となります。

- ① 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）
- ② 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）
- ③ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）
- ④ 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）
- ⑤ 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）
- ⑥ 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）
- ⑦ 上記の①から⑥のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）